

東日本大震災からの復興のために 国による支援の拡充と「被災者主体の復興」を求める決議

3月11日に発生した東日本大震災は、その被害の甚大さと規模の大きさ、加えて福島第一原発での事故が重なった点において、まさに我が国の歴史上でも未曾有の大災害となっています。

この激甚災害からの復興にあたっては、国がいままで例にとられない規模の支援策をとるとともに、復興の目的を震災により失われた生活基盤と生業を再建させることとし、決して「上からの押し付け」ではなく「被災者主体の復興」として進めることが重要です。

しかし、国による支援の詳細は震災から半年以上が経過した今でも決まっておらず、復興の大きな妨げになっています。9月8日の時点で被害の大きかった沿岸部の31市町村のうち、復興計画が策定されたのはわずか1割強となっており、その理由に国の財政負担や支援制度が決まっていないことがあげられています(9月9日付日本経済新聞)。

その原因は、本来被災者の側に立つべき政府・国会が、この間、身勝手な政争を続け、混迷を極めていたことにあります。

さらに、復興支援のあり方自体も、被災者主体ではなく「上からの押し付け」になりかねないものとなっています。東日本大震災復興基本法(6月24日)はその基本理念を「二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべき」とし、政府が決定した「東日本大震災からの復興の基本方針」(7月29日)も「被災地域の復興は活力ある日本の再生の先導的役割を担うもの」としています。阪神・淡路大震災後の神戸市では「創造的復興」を掲げて大型開発事業に邁進したものの財政的に破綻し、一方で被災者には「自助努力」を押し付け自己破産や孤独死を続発させました。同様の失敗を東日本大震災でも繰り返してはなりません。

また経済界の強い要望により盛り込まれた「復興特区制度」では大企業への優遇、労働法や安全基準の規制緩和が、被災地復興を隠れ蓑にして進められようとしています。一方で、切実な声があがっている「二重債務問題」の解決については、未だに具体化が進んでいません。

このような政治の姿勢、復興支援のあり方は、一刻も早い復興を願う被災者、国民の思いに背を向けるものであり、厳しく批判されなければなりません。

金融労連は、地域経済の発展という社会的使命を持つ金融機関の労働組合として、被災地の復興のために国による支援の拡充と「被災者主体の復興」の実現を目指して奮闘します。

以上、決議する。

2011年9月18日

全国金融労働組合連合会 第6回定期全国大会